

受 令和 8 年 2 月 19 日
付 午前・午後 9 時 00 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 8 年 2 月 19 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 勝股修二

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 3 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
○	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1-2</u>	尾張旭市子どもの学習生活支援事業について
要 旨	<p>(1) 本市のひとり親世帯と生活困窮世帯の生徒について 市内のひとり親世帯や生活困窮世帯の生徒数と、経済的な困窮が学力や進路選択に与えている影響について、市としてどのように分析しているか伺う。</p> <p>(2) 子どもの学習支援事業の登録者数と実利用者数の分析と今後の課題について 支援を必要とする対象者の総数に対し、現在の登録者数や実際の利用率をどう評価しているか。また、利用に至っていない対象者への周知やアプローチにおける課題を伺う。</p> <p>(3) 本事業の対象者の範囲について 現状における対象者と、制度上の対象者の範囲について伺う。</p> <p>(4) 地域未来塾との関係について 教育委員会が所管する「地域未来塾」と、こども家庭課が所管する本事業は、利用者から見れば同じ「学びの場」である。運営場所の共有や指導員の連携、あるいは将来的な事業統合など、効率性と実効性の観点と制度上の障壁について、本市の見解を伺う。</p> <p>(5) 包括的な支援体制について 子どもの学習意欲の低下は、保護者の就労状況や家庭の抱える複合的な課題（ヤングケアラー等）が背景にあることが多い。生活保護担当や自立支援窓口等の福祉部局や教育委員会と情報を共有し、世帯全体を支える「包括的な支援体制」についての本市の見解を部局ごとに伺う。</p> <p>ア こども部局として イ 福祉部局として ウ 教育部局として</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

